

平成 25 年 12 月 18 日

瀧澤逸男 市議会議員 様

草間 敏 幸

「上越市日本酒で乾杯を推進する条例」の制定について

本件について、議会基本条例に基き、課題調整会議にておはかりいただきたく、お願い申し上げます。

「提案理由」

豊かな自然と四季に恵まれた上越地方は、昔から良質な米と豊富な水を生かした酒造りが盛んにおこなわれてきました。

本市は、14 市町村の合併により市内に 13 の蔵元が存在する全国有数の日本酒の産地になり、頸城杜氏の培われた伝統と磨かれた技術により醸し出された日本酒は地元をはじめとして、広く県内外の皆さんに愛飲されてきました。

しかしながら、生活習慣の変化や多様化する嗜好により日本酒の消費は年々減少が続き、日本全体の日本酒の消費量はピークであった昭和 50 年度の 4 割ほどに落ち込み、新潟の地酒ブームがあったものの本市においてもピークであった平成 7 年、8 年度の半減という厳しい状況であります。

一部の蔵元では海外輸出や新商品の開発で販路拡大に取り組み、また、本市では「越後・謙信 SAKE まつり」や「越後よしかわ酒まつり」などのイベントで上越産清酒の品質の高さを県内外に発信しており、今年度はあらたに妙高市と連携して「上越・妙高、秋の SAKE めぐり」を実施、北陸新幹線開業を前にして積極的に PR しているところでありますが、まずは地元での消費を増やすことが肝要であります。

日本酒の普及は、和食文化をはじめ日本人の和の暮らしを支えてきた伝統産業を守るだけでなく、日本酒をテーマに地域資源の掘り起こしと情報発信など、地域の活性化に結びつくものであります。

上越市産の日本酒の消費拡大を図るために「日本酒で乾杯」の習慣を広めることを酒造関係者や酒米生産農家および市が積極的におこなうとともに広く市民に呼びかける必要があります。「上越市日本酒で乾杯を推進する条例」を提案いたします。

上越市日本酒で乾杯を推進する条例の制定について

上越市日本酒で乾杯を推進する条例を次のように制定する。

平成26年3月 日

提出者

上越市日本酒で乾杯を推進する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市の伝統産品である日本酒（以下「日本酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、酒造業並びに関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図り、もって日本酒の普及を通じた日本文化への理解の推進に寄与することを目的とする。

（本市の役割）

第2条 本市は、日本酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 日本酒の生産に関する事業を行う者は、日本酒の乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第4条 市民は、本市及び事業者が行う日本酒による乾杯とその普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、交付の日から起算して 日を経過した日から施行する。